

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 雇用調整助成金の特例実施(新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、雇用調整助成金の特例が実施されました。

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等または出向を行って労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。

参照 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

特例の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主です。

特例の内容は以下の通りです。

	特例以外の場合	新型コロナウイルス感染症特例措置	
		休業等の初日が 1月24日～7月23日	緊急対応期間 (4月1日～6月30日)
事業所設置期間	1年以上(生産指標を前年同期と比較するため)	1年未満も対象(令和元年12月の実績は必要)	1年未満も対象(令和元年12月の実績は必要)
支給対象労働者	雇用保険被保険者	雇用保険被保険者	<u>雇用保険被保険者でない労働者も対象</u>
雇用保険被保険者期間	6カ月以上の被保険者期間が必要	<u>被保険者期間要件の撤廃</u>	<u>被保険者期間要件の撤廃</u>
生産性指標要件※1	3ヵ月10%以上低下	1ヵ月が10%以上低下	1ヵ月が5%以上低下
クーリング期間※2	1年以上の期間が必要	クーリング期間の撤廃	クーリング期間の撤廃
計画届	事前提出	事後提出可 (5月31日まで)	事後提出可 (6月30日まで)
助成率 (1人1日あたり ¥8,330が上限)	中小:2/3、大企業:1/2	中小:2/3、大企業:1/2	<u>中小:4/5、大企業:2/3(解雇等を行わない場合中小:9/10、大企業:3/4)</u>
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間

※1 生産性指標(販売量、売上高等)を前年同期と比較します。

※2 特例以外では、過去に雇用調整助成金を受給したことがある場合、前回の対象期間の満了日より1年以上経過している必要があります。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。

※その他新型コロナウイルス関連情報は事務所ホームページをご参照ください。